

裏面白紙

供

内閣參照第一三號
昭和十九年六月二十七日

内閣書記官長



(各項)

事務官

總務課長

次官

行政在署ノ施行ニ關スル件

第八回行政在署ノ施行ニ付内閣總理大臣ヨリ大蔵行政在署使ニ對シ別
紙ノ通調令相成候候命ニ依リ此般通照ニ及ビ候



内閣閣甲第一四九號

第八回行政查察使大麻唯男ニ興フル訓令

一、第八回行政查察ハ食糧ニ關シ之ヲ實施シ特ニ東京都、大阪市ニ付

現場查察ヲ行フモノトス

一、第八回行政查察ハ昭和十九年六月下旬ヨリ七月下旬迄ノ豫定ヲ以テ之ヲ實施スルモノトス

一、第八回行政查察ハ主トシテ昭和十九年一月以降ノ東京都、大阪市ニ於ケル食糧ノ入荷、配給、消費ノ現狀、都市民ノ食生活ノ狀況並ニ右ニ關聯シテ改善刷新ヲ要スペキ事項及其ノ方途ニ關シ特ニ左諸點ニ留意シ必要ナル行政查察ヲ行フモノトス

- (イ) 食糧配給ノ基準
- (ロ) 配給機構並ニ末端配給ノ實施狀況
- (ハ) 配給人口ノ實情
- (四) 生鮮食料品特ニ蔬菜類需給ノ實情
- (五) 娠產婦、乳兒、病人用特殊食料品並ニ幼兒、食糧狀況
- (六) 公衆食堂其ノ他飲食店ノ狀況
- (七) 學校給食及青少年加配制度運用ノ實情
- (八) 工場勞務者及勤勞動員學徒ノ食糧狀況
- (九) 空地利用ノ狀況
- (十) 空襲時食糧對策

(4) 食糧ニ關スル閣議決定事項ノ實施狀況

要スレバ右ニ關聯シ内地各地方ニ付生産及輸送等ノ過程ヲ查察スルモノトス

一、尙右ニ關聯スル關係各廳、統制團體、會社等ノ事務執行ノ狀況ノ
查察ヲ行フモノトス

昭和十九年六月十日

内閣總理大臣 東條英機